

平成 27 (2015) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事法（民法）

以下の【第1問】及び【第2問】すべてに答えなさい。

【第1問】 以下の（1）及び（2）につき、答案紙5行程度で簡潔に述べなさい。

（1）胎児の権利能力

（2）「債権の準占有者」の意義とその具体例

【第2問】 以下の〔事実〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事実〕 A 男は、m 県 n 市及び隣県の o 県 p 市に多数の不動産を所有していた。1992 年 3 月、A はその子 B が婚約したことから、B の生計を助けたいと思い、B に対し、「o 県 p 市の C に貸している甲建物はお前に任せるから、賃料を生活の足しにしてくれ。C には俺から事情を話しておくから。ただし、税くらいは払ってくれよ。」と言って、甲建物の管理のために使っていた台帳を渡した。同年 4 月以降、C からは B 名義の口座に甲建物の賃料が毎月振り込まれ、B は振り込まれた賃料を生活費として費消していた。また、B は、甲建物の修繕を行うなど、保守管理を行い、その固定資産税を負担していた。同年 10 月、B は D と婚姻した。

1994 年 12 月、B は不慮の事故で急死し、D が B を単独で相続することとなった。D は先行きに不安を抱いたが、心配する A に対し、「甲建物の家賃収入があるので、何とかやっつけよう。」と伝え、B の死後、C の交渉相手となって、甲建物の保守管理を行い、C から振り込まれる賃料を生活費として費消した。また、D は、甲建物の固定資産税を負担していた。

2011 年 8 月、A が死亡し、B の姉であり、A の唯一の相続人である E が A を相続した。D は、同年 9 月の A の法事で、E が A の相続の税負担を懸念していることを知り、この際甲建物の権利関係をはっきりさせた方が良くと考え、E に対し、A 名義のままとなっている甲建物の登記名義を D に移すよう話をした。これに対し、E は、「甲建物は父さんのものよ、あなたも B に先立たれて気の毒だと思って言い出しかねていたけれど、本当はあなたが賃料を使える立場ではないのよ。」と不快感を示した。D は B の生前から甲建物は B のものと疑っていなかったため、E の反応に驚き、E と話し合いを重ねたが、E は登記の移転に応じようとしなかった。A の遺言はない。

なお、現在は 2014 年 10 月である。

〔設問〕 D は、E に対し、甲建物の所有権が自己にあることを主張しようと考えている。D の主張が認められるかどうかについて、複数の法律構成を挙げて検討しなさい。

以上